

表 12 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化に対する展開施策

区分	施策内容	主な分担
継続する施策	① 耐震診断士の派遣	市町村
充実させる施策	② 耐震設計と耐震改修工事(建替含む)助成費の充実	市町村
充実させる施策	③避難重視型耐震補強の推進	市町村
継続する施策	④住宅耐震戸別訪問の実施(重点地区から実施)	県、市町村
継続する施策	⑤ 重点地区の耐震化促進事業の実施	県、市町村

(2) 耐震改修サポート事業の更なる充実・強化

① 事業の普及・啓発強化

耐震サポート事業の対象となる住宅の所有者に対して、直接事業内容の紹介を行うなど、引き続き、普及・啓発活動の強化に取り組みます。

② フォローアップ体制の整備

耐震改修サポート事業を利用された方に対して、耐震改修に関する定期的な情報提供を行うとともに、一定期間が経過した時点で再度訪問を行い、耐震改修への意識の向上に努めます。

表 13 耐震改修サポート事業の更なる充実・強化に対する展開施策

区分	施策内容	主な分担
継続する施策	① 事業の普及・啓発強化	県、市町村
充実させる施策	② フォローアップ体制の整備	県、市町村

(3) 利用者ニーズに応じた耐震補強等に関する更なる取組の強化

① 避難重視型補強の普及・啓発

引き続き、避難重視型補強の普及・啓発活動を推進します。

② 命を守る取組の推進

平成 27 年度に新たに創設した耐震ベッド・耐震シェルターに関する助成制度の普及・啓発を強化するとともに、地震に対して「命を守る」ための耐震補強等に関する様々な事例の収集・提供を行います。

表 14 利用者ニーズに応じた耐震補強等に関する更なる取組の強化に対する展開施策

区分	施策内容	主な分担
継続する施策	① 避難重視型補強の普及・啓発	市町村
充実させる施策	② 命を守る取組の推進	市町村

(4) 地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料の充実・強化

本市では、和歌山県の作成した被害想定調査結果等を参考に、地震ハザードマップの作成・公表に努めます。

表 15 地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料の充実・強化に対する展開施策

区分	施策内容	主な分担
継続する施策	① 地震ハザードマップ作成・公表の推進	市町村

(5) 各種助成制度等に関する情報提供の強化

これまで作成・配布してきた啓発及び減税制度等に関するパンフレットに加え、新たな融資制度や税制改正等により変更された減税制度、さらには新たに取り組を行う施策の助成制度などを紹介したパンフレットを作成し、主に既存耐震不適格建築物所有者に対して普及・啓発活動を強化します。

表 16 各種助成制度等に関する情報提供の強化に対する展開施策

区分	施策内容	主な分担
充実させる施策	① 税制・助成制度等に関するパンフレットの作成・配布	県、市町村

2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する事項

ブロック塀の安全対策、窓ガラス飛散防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等の総合的な安全対策については、防災マップやパンフレット等を活用した啓発を行います。

(1) ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀等の安全対策を行っていく必要があります。具体的な取組として、ブロック塀等の危険度の自己チェックと、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上に努めます。

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路とする。

(2) 窓ガラス飛散防止対策、天井落下防止対策等について

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの飛散防止対策や外壁に使われているタイル等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、引き続き、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発に努めます。

表 17 窓ガラス飛散防止対策、天井落下防止対策等に対する展開施策

区分	施策内容
継続する施策	① 建築物所有者等への安全対策措置に関する啓発・指導

(3) エレベーターの地震防災対策

平成 18 年 4 月に社会資本整備審議会建築分科会から報告のあった「エレベーターの地震防災対策の推進について」における基本的な考え方を踏まえ、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、エレベーターの耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備、平時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗降場での適切な情報提供など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、引き続き、耐震安全性の確保の促進を図っていきます。

(4) 家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、効果的な家具の固定方法の普及に努めます。

(5) 土砂災害特別警戒区域内における既存住宅等安全対策支援

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物や住宅の土砂対策改修に対する支援を行うことにより、建築物や住宅の安全性の確保の促進を図っていきます。

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業の支援

土砂災害から市民の安全を守ることを目的として、がけ地の崩壊等による危険がある区域から既存住宅を除却し、市内の対象区域外へ移転（新築、購入、改修）する住民に対して、移転費用の一部を国・県と協調して補助を行います。

3 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを毎年策定及び更新し、取組内容・目標・前年度まで実績を自己評価のうえ耐震化の着実な促進を図っていきます。

別表 建築物の用途別、規模別規制対象一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧				
用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※義務付け対象は旧耐震建築物